



# まつさか愛宕フェスティバル

## 出店者募集要項



2022.6.17

「愛宕フェスティバル」に出店を希望する事業者を募集します。

出店料は無料で、愛宕町の伊勢街道の路上での飲食物又は雑貨等の販売や事業 PR を行うことができます。

出店を希望される方は内容をご確認いただき、別添の出店申込書及び出店同意書に必要事項をご記入のうえお申込みください。

### 1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策による自粛要請により、松阪市の三大まつりである初午大祭が中止になり、また祇園まつりの規模が縮小となり、氏郷まつりが未定な中、松阪市では地域での販売やPRの機会がなくなり、飲食業及び小売業を始めとした多くの事業者の方が経済的に苦しい状況が続いています。

そのような中で、松阪市愛宕町商店街振興組合は、これまで自粛していた活動を今年度からは本格的に活動させていく必要があると考え、愛宕町の伊勢街道での路上を車両通行止めにした「愛宕フェスティバル」を開催することになりました。これは、愛宕町に人を呼び込み、お店の商品を知っていただく活動の一環であり、まずは愛宕町西の交差点から旧伊勢街道の道路を歩行者天国にして、キッチンカー等の外部からの出店者も募集し、各店舗によるマルシェを実施することで、これからの事業者の方々の頑張る気持ちを応援し、地域振興及び地域経済の活性化を図りたいと考えています。

※ただし、新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催回数の縮小や事業を中止することがあります。

### 2. 募集対象事業者等

以下のいずれかの条件を満たす個人の事業者もしくは法人・団体とします。

- ・ 松阪市愛宕町商店街振興組合の組合員であること。
- ・ 三重県内に事業所、店舗又は事務所等活動拠点を有していること。
- ・ 三重県内でのイベントにキッチンカーとして出店し、移動販売をしていること。

### 3. 出店場所

- ・ 愛宕町西の交差点からうき田さん前の交差点までの旧伊勢街道の道路

※出店における条件などの詳細は下記の出店内容・出店条件をご確認ください。

## 4. 出店内容

飲食物や特産品等の販売や事業内容のPR活動を行えます。

ただし、出店及び販売等に際し、必要な許可（保健所への営業許可等）は事業者側で申請し、許可を得るものとしますが、保健所への届出については、各自提出して頂いた上で、提出書類のコピーを愛宕フェスティバル実行委員会へご提出して頂きますようお願い致します。また、他の出店者に迷惑がかかる行為や危険な行為は禁止します。

### ブース数 20ブース程度

※ブース数は会場内のソーシャルディスタンスを維持できる範囲で調整します。

#### <出店物の例>

- ・ 食品、弁当、野菜・果物などの青果物、花木、松阪市の物産品（食品、お菓子、お茶、工芸品など）、飲食店のテイクアウト商品の販売
- ・ 屋外でのキッチンカー等を用いた飲食物販売
- ・ 事業宣伝PR活動、観光事業者等の宣伝PR

## 5. 出店条件

以下の条件を遵守し、出店を行ってください。なお、お守りいただけない場合には出店をお断りさせていただきます場合があります。

- ・ 出店料は**無料**です。ただし、松阪市愛宕町商店街振興組合の組合員は優先的に出店できます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策（マスクの着用、アルコール消毒液の設置等）を行ってください。
- ・ 販売するものはテイクアウトできるものとしてください。
- ・ 販売に必要なつり銭、店舗看板、のぼり旗、備品等は各事業者で準備してください。
- ・ 会場内で電気・ガス・水道の供給はできませんので、使用する場合は各事業者でご用意ください。
- ・ 出店にあたっては法令を遵守し、本イベントの管理者（愛宕フェスティバル実行委員会）の指示に従ってください。
- ・ 販売等を行う場合に必要な許可（保健所への営業許可等）は事業者側で申請し、許可を得ていただきますが、松阪消防署への届出については、愛宕フェスティバル実行委員会事務局で一括して提出します。なお、当日許可等が確認できない場合は出店できません。
- ・ 販売する飲食物に係る賞味期限、消費期限等については、食品表示法等関連法規に基づき適正に表示等を行ってください。

- ・ 商品に関するお客様からのお問い合わせ、クレーム等については、各事業者で責任を持って対応してください。
- ・ 販売場所までの商品の搬入搬出及び販売は、各事業者で行ってください。
- ・ 売れ残った商品については、各事業者でお持ち帰りください。
- ・ 出店の際に出たごみは、各事業者でお持ち帰りください。
- ・ 自然災害や不測の事態、また、今後の感染症等の拡大状況により、出店を中止する場合があります。
- ・ 出店事業者のホームページ等に掲載されている写真や、販売の様子などを収めた写真について、事業のPRのために市が使用させていただく場合があります。
- ・ 終了後に実施する売上等のアンケートへのご協力をお願いします。
- ・ 暴力団、暴力団員及び関係者などはお出店いただけません。
- ・ 直火焚き、地面に杭を打つことは禁止です。
- ・ 雨天の場合、小雨程度であれば開催とさせていただきますが、荒天の場合は中止となります。当日朝7時に開催についてメールまたはFAXで連絡します。なお、予報等で当日雨が降ることが明らかな場合は前日までに連絡します。
- ・ 出店時間に応じて、愛宕町パークキングの駐車場の無料券をお渡しします。(1事業者最大8時間分)
- ・ 出店事業者に起因する事故などが発生した場合は、速やかに報告するとともに、責任をもって対応してください。
- ・ 許可を受けたブースの区画、設備器具以外のものを使用しないでください
- ・ 電気を使用する場合は、歩行者が転倒しないよう配線の養生等を行ってください。なお、設備を損傷した場合は、速やかに報告するとともに原状回復してください。

## 6. 開催日時・お申し込みについて（必ずご確認ください）

### <お申し込み方法>

出店申込書及び出店同意書は本組合のホームページからダウンロードしていただくか、組合事務所で配布しますので、必要事項を記入のうえFAX、メールまたは持参で下記のお申し込み先までご提出ください。

〒515-0037 三重県松阪市愛宕町一丁目108番地の4 松阪市愛宕町商店街振興組合 内  
**愛宕フェスティバル実行委員会 事務局** <https://atago.mie.jp>  
 TEL：059-23-0617 FAX：059-23-0617 Eメール：atg-108@mctv.ne.jp

### <受付期間等及び出店決定手続き>

締切日まで随時受付を行います。申し込み多数の場合は抽選となります。

- ・ お申込みいただいた出店希望者に対し、出店の可否を決定し、申込締切の翌週月曜日に FAX またはメールでご連絡します。
- ・ 出店確定後のキャンセルはご遠慮ください。

開催日時	申込締切日	出店者決定日
令和4年7月16日(土) 17時～22時(5時間)	R4年6月27日(月)	R4年6月29日(水)

#### <お申込みにあたっての注意事項>

- ・ 出店ブースの場所は事務局で決定しますので、指定できません。
- ・ 出店希望者多数の場合は抽選とし、出店にキャンセルが出た場合は順番に出店意向の確認をさせていただきます。

## 7. その他

当募集要項については、事業の実施状況に応じて随時変更を加える場合があります。

#### 【愛宕フェスティバル実行委員会 事務局】

松阪市愛宕町商店街振興組合 <https://atago.mie.jp>

TEL : 059-23-0617 FAX : 059-23-0617

Eメール : atg-108@mctv.ne.jp

## 「愛宕フェスティバル」出店申込書

募集要項の内容に合意のうえ、以下のとおり「愛宕フェスティバル」の出店を申し込みます。

## ■申込内容

令和 年 月 日

申 込 者	事業者名	フリガナ		
		代表者名		
	所在地 (代表者住所)	〒		
ご 担 当 者	氏 名			
	T E L		F A X	
	E メール			
販 売 商 品 5点まで掲載可				
使用火器の種類 (LP、万灯、発電機 等)	開 催 日 時	申 込 締 切 日		
	令和4年7月16日(土) 17時～22時	R4年6月27日(月)		

## ■ご紹介内容（記載の内容で出店者をご紹介します）

事 業 者 名	<input type="checkbox"/> 申込書と同じの場合☑
所 在 地	<input type="checkbox"/> 申込書と同じの場合☑
T E L	<input type="checkbox"/> 申込書と同じの場合☑
販売商品または 出店者のPR等	

※記載のない場合は申込書に記載の内容でご紹介させていただきます。



## 「愛宕フェスティバル」

# 出店同意書

1. 出店にあたっては法令を遵守し、施設管理者の指示に従います。
2. 原則として、開催時間中は出店（営業）を行います。
3. 販売する飲食物に係る賞味期限、消費期限等については、食品表示法等関連法規に基づき適正に表示等を行います。
4. 調理等を行う場合に必要な保健所等への申請は事業者側で申請し、許可を得ます。当日必要な許可や届出が確認できない場合出店できなくても異議申立はしません。
5. 出店の可否及びブース場所の決定等、愛宕町マルシェ実行委員会の調整に関してそれに従います。
6. 商品に関するお客様からのお問い合わせ、クレーム等については、責任を持って対応します。
7. 出店の際に出たごみは持ち帰ります。
8. 売れ残った商品については持ち帰ります。
9. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策（マスクの着用、アルコール消毒液の設置等）を行います。
10. 自然災害や不測の事態、また、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、出店中止等があった場合それに従います。
11. 暴力団、暴力団員及び関係者ではありません。
12. 出店事業者のホームページ等に掲載されている写真や、販売の様子などを収めた写真について、事業のPRのために松阪市が使用することに対し異議ありません。

愛宕フェスティバル実行委員会 事務局 あて

出店者募集要項を遵守するとともに、上記について同意します。

令和 年 月 日

住所（所在地）

申込者

※代表者が自署すること